

都道府県・政令指定都市名	19 北九州市
--------------	---------

時点:2024年4月1日(特に記述のある場合を除く)

問1 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する組織

局 部 課 (室) 名	総務市民局女性の輝く社会推進室
担 当 職 員 数	9 人 (専任 9 人、兼任 0 人)

問2 国の「男女共同参画推進本部」に相当する本庁の連絡会議(推進体制)

名 称	女性の輝く社会推進本部
設 置 年 月 日 (西 暦) ・ 根 拠	2000年12月1日 根拠: 女性の輝く社会推進本部設置要綱
長 の 役 職	市長

問3 男女共同参画に関する諮問機関、懇談会等

諮問機関、懇談会等の名称	北九州市男女共同参画審議会
設 置 年 月 日 (西 暦)	2002年8月1日
構 成 員	17 人 (女性 10 人、男性 7 人)

問4 男女共同参画に関する計画

計 画 期 間 (西 暦)	2024 年 8 月 ~ 2029 年 3 月	
名 称	第5次北九州市男女共同参画基本計画	
改定・見直しの予定時期	2029年3月	未定の場合
1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下「女性活躍推進法」という。)の推進計画と一体である	1	
2. 女性活躍推進法の推進計画と別に作成		

問5 男女共同参画に関する条例

有の場合	名 称	北九州市男女共同参画社会の形成の推進に関する条例
	公 布 日 (西 暦)	2002年3月28日
	施 行 日 (西 暦)	2002年4月1日
	最 終 改 正 日 (西 暦)	2002年6月24日
	改 正 内 容	男女共同参画審議会委員任期の特例
改正が予定されている場合、改正予定時期(西暦): 0 年 0 月		
無の場合	1. 制定等について検討中 具体的な状況:	
	2. 特に検討していない	

問6 審議会等委員への女性の登用

調査時点コード		1:2024年4月1日	2:その他(西暦)	2024年6月1日
目 標 値	(西暦)	年度まで	%	
根 拠	市付属機関等における女性委員の比率:50%維持(令和10年度まで)			
目標設定の対象である審議会等の範囲	法律又は法令により設置されている審議会等、条例・規則等により設置されている会議等			
目標設定の対象である審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(83)うち女性委員を含む審議会等数(83)	
			延総委員等数(1,439)延女性委員等数(739) 女性比率(51.4)	
地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(66)うち女性委員を含む審議会等数(66)	
			延総委員等数(1,271)延女性委員等数(645) 女性比率(50.7)	
法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(19)うち女性委員を含む審議会等数(19)	
			延総委員等数(773)延女性委員等数(357) 女性比率(46.2)	
地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	調査時点コード	2	審議会等数(6)うち女性委員を含む審議会等数(4)	
			延総委員等数(104)延女性委員等数(19) 女性比率(18.3)	
目標値以外の目標設定	①市付属機関等の長における女性の比率(モニタリング指標)②付属機関等ごとに男女の比率の均等を目指し、全体で50%以上			
女性登用方策	人材名簿作成の有無	1. 有 2. 無 3. 作成予定有	2	有の場合、1. 公表 2. 非公表
	人材名簿が有る場合	掲載人数	人	(年 月現在)
	そ の 他	人材育成事業の実施の有無(1. 有 2. 無)	2	
		委員の公募(1. 有 2. 無)	1	
		そ の 他	〔 〕	

問7 女性公務員の採用・登用状況

問7-1 管理職の在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日	2:その他(西暦)									
管理職総数	(人)	うち女性管理職数(人)	女性比率(%)	女性管理職の内訳								
		(B)	(A/B)									
部局長相当職	(人)	うち女性数(D)	女性比率(%)	課長相当職								
		(E)	(D/E)									
本庁	計	418	67	16.0	112	16	14.3	0	0	306	51	16.7
	うち一般行政職	399	64	16.0	107	16	15.0	0	0	292	48	16.4
支庁・地方事務所等	計	247	47	19.0	46	8	17.4	0	0	201	39	19.4
	うち一般行政職	201	44	21.9	38	7	18.4	0	0	163	37	22.7
全体	計	665	114	17.1	158	24	15.2	0	0	507	90	17.8
	うち一般行政職	600	108	18.0	145	23	15.9	0	0	455	85	18.7
再掲	警察関係	0	0		0	0		0	0	0	0	
	教育委員会	39	10	25.6	8	2	25.0	0	0	31	8	25.8

問7-2 職務上の地位別職員在職状況

調査時点コード		1:2024年4月1日			2:その他(西暦)		
		課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	0	0		802
	うち一般行政職	0	0		756	160	21.2
支庁・地方事務所等	計	0	0		679	188	27.7
	うち一般行政職	0	0		501	129	25.7
全体	計	0	0		1,481	367	24.8
	うち一般行政職	0	0		1,257	289	23.0
再掲	警察関係	0	0		0	0	
	教育委員会	0	0		89	34	38.2

問7-3 新規昇任者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

		課長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	課長補佐相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)	係長相当職(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
		本庁	計	33	5	15.2	0	0		52
	うち一般行政職	30	5	16.7	0	0		52	16	30.8
支庁・地方事務所等	計	36	8	22.2	0	0		52	16	30.8
	うち一般行政職	33	8	24.2	0	0		44	13	29.5
全体	計	69	13	18.8	0	0		104	32	30.8
	うち一般行政職	63	13	20.6	0	0		96	29	30.2
再掲	警察関係	0	0		0	0		0	0	
	教育委員会	2	0	0.0	0	0		13	4	30.8

問7-4 昇任・昇格等登用の考慮要素となる事項

	勤務成績	昇任試験		昇格試験		部局等の推薦	経年数	遠隔地での長期研修(4週間以上)	遠隔地での勤務経験	本人の希望	その他
		面接のみ	面接以外	面接のみ	面接以外						
課長相当職	○					○					
課長補佐相当職											
係長相当職	○		○			○	◎			○	

問7-5 昇任・昇格試験の受験者数(2023年4月1日～2024年3月31日)

	全受験者数(人)	女性受験者数(人)	女性受験率(%)
昇任試験	1,441	567	39.3
昇格試験	0	0	0.0

問7-6 女性公務員の採用状況(2023年4月1日～2024年3月31日)

	総数(人)	うち女性数(人)	女性比率(%)
全体	185	89	48.1
うち上級	149	69	46.3
うち一般行政職	167	73	43.7
うち上級	138	59	42.8
うち警察関係	0	0	
うち上級	0	0	

問7-7: 職員の通称又は旧姓の使用、明記した規定

1	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。
---	---

問7-8: 当該規定(規則、条例、別表等)の該当部分の規定

規則名	職員の旧姓使用について(通知)
該当部分の条文(本文)	1 旧姓使用の定義 職員が婚姻等により、戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の氏を文書等に使用すること。

問7-9: 本庁の防災・危機管理部局への女性職員の配置状況

調査時点コード	1:2024年4月1日	2:その他(西暦)
---------	-------------	-----------

防災・危機管理部局職員数(人)	うち女性数(人)		うち管理職数(人)		うち女性数(人)	
	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	女性比率(%)	
30	3	10.0	5	0	0.0	

問8 男女共同参画・女性のための総合的な施設の設置

Table with 4 columns: Name, Location, Management/Operation, Staff, and Main Business. Includes details for Kitakyu-Move Center.

問9 男女共同参画・女性関係事業を推進するための基金・財団の設立(施設の管理運営の実施団体を含む。)

Table with 4 columns: Name, Location, Fund/Asset Amount, and Investor. Details for Asia Women's Exchange & Research Forum.

2つある場合

Table with 4 columns: Name, Location, Fund/Asset Amount, and Investor. Details for a second fund/organization.

問10 地方公共団体と民間団体(女性団体等)とのネットワーク

Table with 4 columns: Question, Answer, Network Name, and Membership. Includes details for various women's organizations.

問11 市町村との連携及び市町村への指導・助言状況(都道府県) ※該当するもの:○

Table with 2 columns: Support/Cooperation Items and Status. Lists various support activities.

問12 職員研修の実績状況 ※実施しているもの:○

男女共同参画・女性問題に関する職員研修の実施

Table with 2 columns: Training Items and Status. Lists staff training activities.

女性職員の研修受講への配慮

Table with 2 columns: Consideration Items and Status. Lists measures for female staff training.

問13 担当局(部)課(室)所管の男女共同参画・女性関係予算

Table with 4 columns: Item, 2023 Budget, 2024 Budget, and Remarks. Shows budget breakdown for gender equality.

問14 公共調達における男女共同参画及びワーク・ライフ・バランス項目の設定状況 ※該当するもの:○

		項目の設定
1	公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
2	物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	○
3	総合評価落札方式の一般競争入札を適用している場合における男女共同参画等の項目の設定	○
4	その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定(○の場合は(1)~(5)の該当項目に回答(複数回答可)してください。)	
	(1) 指名競争入札又は随意契約により物品調達を行う際に認証している企業からの優先調達	
	(2) 清掃、設備保守業務等の競争参加資格審査における項目の設定	
	(3) 指定管理者公募選定における評価項目の設定	
	(4) プロポーザル方式における評価項目の設定	
	(5) その他(内容:	

↓ (具体的に実施している内容:○)

		問14-1 1 公共工事の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-2 2 物品の購入等の競争参加資格審査における男女共同参画等の項目の設定	問14-3 3 総合評価落札方式による一般競争入札を実施している場合における男女共同参画等の項目の設定	問14-4 4 その他の公共調達における男女共同参画等項目の設定
具体的項目	① 「えるぼし」認定、「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定、「ユースエール」認定を取得	○	○	○	
	② 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○	○	
	③ 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)	○	○	○	
	④ 地方公共団体が行う男女共同参画等に関する企業の認定・認証等を取得				
	⑤ 役員に占める女性割合に関する項目				
	⑥ 管理職に占める女性割合に関する項目				
	⑦ 役員や管理職への女性の登用促進のための取組(ポジティブ・アクション、数値目標の設定等)				
	⑧ 仕事と育児・介護を両立するための取組(法定以上の育児・介護休業制度等)				
	⑨ ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組				
	⑩ 短時間正社員制度の導入				
	⑪ 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組				
	⑫ ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(①~④を除く)	○	○	○	
	⑬ その他				

問15 男女共同参画等を推進している企業の登録・認定・認証、表彰制度の状況

		企業の登録・認定・認証制度	企業の表彰制度
企業の登録・認定・認証制度、表彰制度の実施の有無(1. 有 2. 無)		2	1
選定等の基準	1 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」認定、次世代法に基づく「くるみん」認定、「プラチナくるみん」認定又は若者雇用促進法に基づく「ユースエール」認定を取得		○
	2 女性活躍推進法又は次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定(努力義務企業のみ対象)		○
	3 役員に占める女性割合に関する項目		○
	4 管理職に占める女性割合に関する項目		○
	5 役員や管理職への女性の登用促進のための取組		○
	6 その他「登用促進等」に関する項目		○
	7 仕事と育児・介護を両立するための取組		○
	8 ノー残業デーの設定など労働時間縮減に向けた取組		○
	9 短時間正社員制度の導入		○
	10 男性の育児・家事への参画促進に向けた取組		○
	11 ワーク・ライフ・バランス関連表彰の受賞、認証実績(1、2を除く)		○
	12 その他		

→ 「企業の登録・認定・認証制度」の具体的な名称	
→ 「企業の表彰制度」の具体的な名称	北九州市女性活躍・ワークライフバランス表彰(1~11)

問16 地域における女性活躍推進連携体制の構築状況

1 ある	1	→	女性活躍推進法第27条の「協議会」の具体的な名称	北九州市女性活躍・ワークライフバランス推進協議会
2 現在は無いが、今後検討する			上記以外の具体的な名称	

問17 男女共同参画に関するデータ集(白書等)の作成状況

問17 住民の状況や活動を男女別に明らかにすることを主たる目的とするデータ集(白書、データブック等)の公表	1	1. 有 2. 無	問17-1 名称	北九州市の男女共同参画社会に関する調査 報告書
問17-1 公表周期	1. 定期 2. 不定期	1	定期的場合	5 年毎
公表主体 (※ 該当するもの:○)	○ 1. 男女共同参画・女性問題に関する事務を総括的に所管する課(室) 2. 統計情報に関する事務を総括的に所管する課(室) 3. 男女共同参画・女性のための総合的な施設の指定管理者 4. その他 ()			

問18-1 2024年度実施予定事業

名 称	事 業 内 容 等	参加予定者数	時 期
1. 広報啓発 ・ ①男女共同参画フォーラムin北九州 ・ ②男女共同参画に関する広報啓発事業 ・ ③男女共同参画に関する副読本の配布 ・ ④DV、デートDV予防啓発事業 ・	①講演会、座談会 ②事業実施団体を公募し、選考会を経て委託を行う。 ③市内小・中学校に毎年配布 ④DV予防に関するリーフレットの配布や学校等でのデートDV予防教室の実施	①1,000名 ②1,000名 ③20,000名 ④3,000名(デートDV教室)	①6月～10月 ②7月～2月 ③3月 ④6月～3月
2. 表彰 ・ 北九州市表彰男女共同参画功労 ・	男女共同参画社会形成のため長年活動している人や、先駆的な取組を実施した人を表彰し、その取組を広くPRする。		
3. 講座 ・ ①男女共同参画フォーラムin北九州 ・ ②男女共同参画に関する広報啓発事業 ・ ③男女共同参画事業 ・ ④女性のエンパワーメント事業 ・ ⑤生涯を通じた女性の健康支援事業 ・	①講演会、座談会 ②事業実施団体を公募し、選考会を経て委託を行う。 ③男女共同参画センターで実施 ④男女共同参画センターの講座 ⑤男女共同参画センターの講座	①1,000名(再掲) ②1,000名(再掲) ③1,800名 ④2,800名 ⑤840名	
4. 相談事業 ・ ①一般相談 ・ ②人権侵害相談 ・ ③元気アップ相談 ・ ④男性相談 ・ ⑤法律相談 ・ ⑥女性の就業等に関する相談 ・	①男女共同参画センター等で実施 ②男女共同参画センターで実施 ③男女共同参画センターで実施 ④男女共同参画センターで実施 ⑤男女共同参画センターで実施 ⑥ウーマンワークカフェ北九州で実施		①通年 ②通年 ③通年 ④通年 ⑤通年 ⑥通年
5. 情報収集・提供 ・ 図書・資料等の収集・提供 ・	男女共同参画センターで実施		通年
6. 苦情処理 ・ 苦情処理 ・	男女共同参画の推進に関する苦情の処理		随時
7. 交流促進 ・ 市民活動支援・連携事業 ・	男女共同参画センター等で実施		
8. 企業・NPO法人との連携・働きかけ ・ 北九州市DV対策関係連絡会議 ・	関係機関・NPO法人等と連携体制を構築し、情報の共有などを行う。		
9. 国際交流・海外派遣事業 ・ (公財)アジア女性交流・研究フォーラム事業 ・	(公財)アジア女性交流・研究フォーラムが行う国際交流事業の支援		通年
10. 調査研究 ・ (公財)アジア女性交流・研究フォーラム事業 ・	(公財)アジア女性交流・研究フォーラムが行う研究事業の支援		
11. その他 ・			

問19 都道府県議会の議員の両立支援体制等に関する調査(2024年7月1日)

議 会 名	北九州市議会	
議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)の有無	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1
(欠席事由として明記した規定がある場合について) 取得することが可能な休業期間	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	2
【参考】労働基準法 第六十五条 使用者は、六週間(多胎妊娠の場合にあつては、十四週間)以内に出産する予定の女性が休業を請求した場合においては、その者を就業させてはならない。 2. 使用者は、産後八週間を経過しない女性を就業させてはならない。ただし、産後六週間を経過した女性が請求した場合において、その者について医師が支障がないと認めた業務に就かせることは、差し支えない。		
出産に係る産前産後期間を明記した規定の有無	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1
規 定 名	北九州市議会会議規則	
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容	第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第83条 委員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開会時刻までに委員長に届け出なければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあつては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	
休暇の期間の報酬について、減額の規定の有無	1. あり 2. なし 3. その他()	2
規 定 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
議会の欠席事由として、明記した規定の有無	1 個別の各事由を明記した規定がある。 2 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)	
配偶者の出産	1	
育児	1	
家族の看護	1	
家族の介護	1	
疾病	1	
その他	2 忌引き、	
議員の利用することのできる保育施設等の議会での設置・提供状況	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	4
議員の利用することのできる授乳室等の議会での設置・提供状況	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	2
議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	3
行っている取組 ※実施しているもの:○	1. ハラスメント防止に関する規定(倫理規定等)がある。 2. ハラスメントに関する議員向け相談窓口を設置している。 3. その他 ()	
規 則 名		
明記した規定(規則、条例、別表等)の内容		
ハラスメント防止に関する議員向け研修	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1
当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1
男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1
議会における通称又は旧姓使用の認可の状況	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	2
規 則 名		
条文本文		
政治分野の男女共同参画のために実施していること	・乳幼児連れの方などを対象とした防音仕様で、ベビーシートやおもちゃを備えた特別傍聴室がある。 ・男女共同参画センターにおいて女性の参画推進講座を実施している。	

問20 地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)への、男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割の明確な位置付け

2	1. 位置付けられた規定がある。 2. 位置付けられていない。 3. その他(不明等) { }
計画、指針名	
該当部分の規定	

調査時点コード: 2

1. 2024年4月1日 2. その他(西暦)(2024年6月1日)

問31 法律又は政令により地方公共団体に置かなければならない審議会等の委員数等

※ 現在設置していないもの、又は審議会委員の任命をおこなっていないものには設置欄に×を付しています。

設置	審議会等名 (現在設置していないもの、審議会委員の任命を行っていないものには番号の前の欄に×を記入してください)	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
	1 市町村防災会議(会長を含む)	61	25	41.0	
	市町村防災会議(委員のみ)	60	25	41.7	
	2 民生委員推薦会	14	7	50.0	
	3 国民健康保険事業の運営に関する協議会	23	12	52.2	
	4 地方社会福祉審議会	40	19	47.5	
	5 土地利用審査会	5	4	80.0	
	6 障害者に関する審議会その他の合議制の機関	20	10	50.0	
	7 公害健康被害認定審査会	8	4	50.0	
	8 地方港湾審議会	30	14	46.7	
	9 土地区画整理審議会	18	2	11.1	
	10 建築審査会	7	5	71.4	
	11 開発審査会	7	4	57.1	
	12 市町村都市計画審議会	26	14	53.8	
	13 介護認定審査会	347	158	45.5	
	14 精神医療審査会	22	11	50.0	
	15 市町村国民保護協議会	61	24	39.3	
	16 地方独立行政法人評価委員会	13	8	61.5	
	17 感染症診査協議会	8	4	50.0	
×	18 市街地再開発審査会				
	19 障害支援区分審査会	57	29	50.9	
×	20 児童福祉審議会				
	21 行政不服審査会	6	3	50.0	
×	22				
×	23				
×	24				
	25				
	26				
	27				
	28				
	29				
	30				
	31				
	32				
	33				
	34				
	35				
	36				
	合 計	773	357	46.2	
	女性委員0の審議会数	0			

問32 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員数等

	委員会等名	委員総数 (人)	うち 女性委員数 (人)	女性委員の割合 (%)	備 考
1	教育委員会	5	2	40.0	
2	選挙管理委員会	32	11	34.4	
3	人事委員会又は公平委員会	3	0	0.0	
4	監査委員	4	0	0.0	
5	農業委員会	51	4	7.8	
6	固定資産評価審査委員会	9	2	22.2	
	合 計	104	19	18.3	
	女性委員0の委員会数	2			